

令和6年8月吉日
桐生信用金庫

お客さま各位

契約終了後の融資契約書類のお取扱いについて

平素より桐生信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、これまで当金庫では、お客さまとの融資契約が終了となりました際には、契約書類等を一律にご返却しておりましたが、令和6年9月1日以降の契約終了分からは、当金庫において終了後の契約書類を一定期間保管し、保管期間終了後に責任をもって廃棄する取扱いに変更させていただきます。

契約が終了した融資契約書類の返却を希望される場合は、お手数ですが契約終了日から1ヵ月以内に「お取引店」までお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

令和6年9月1日融資契約終了分より

2. 対象となる貸出

証書貸付（住宅ローンを除く）

当座貸越

3. お問い合わせ先

本件に関しましてご不明な点は、お取引店舗にお問い合わせください。

以 上